

花園大学における公的研究費の使用に関する行動規範

平成 27 年 10 月

この行動規範は、花園大学において公的研究費を使用する上で、すべての構成員に対する取り組みの規範を定めるものです。

1 関係法令、規程等の遵守

研究者は、研究費を使用するにあたり、関係法令、本学関係規程、当該研究費の関係規定等を遵守します。（花園大学研究倫理基準第 10 条第 3 項より）

2 研究資金元の認識

研究者および研究に関わる関係者は、研究費の源泉が国や地方公共団体からの補助金、寄付金等から賄われていることを深く認識し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えます。（花園大学研究倫理基準第 10 条第 1 項より）

3 経費の使用

研究者は、交付された研究費は、当該研究に必要な経費のみに使用します。（花園大学研究倫理基準第 10 条第 2 項より）

4 研究課題の使命と成果

研究者は、研究課題に課せられた使命を深く認識し、最大限の成果が得られるよう研究費を有効に使用します。

5 関係部署の連携と適正な執行管理

研究者及び事務職員は、関係部署等と協力し、研究費における不正防止に努めるとともに、適正な執行管理を行います。

6 事務職員の取り組み姿勢

事務職員は、専門的能力をもって研究費の適正な執行を確保しつつ、研究者と協力し、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動します。